
プロジェクト 保険契約

項目 IASB における保険契約プロジェクトの検討状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASBによる保険契約プロジェクトに関する保険契約専門委員会（2015年3月16日及び4月23日に開催）における検討状況についてご説明することを目的としている。なお、2015年3月及び4月に開催された保険契約専門委員会では、2015年3月のIASB会議（教育セッション）での議論に関する検討が行われている¹。
2. 本資料上、IASBが2010年7月に公表した公開草案「保険契約」を「2010年ED」、2013年6月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂ED」と称する。

II. IASB における検討状況及び今後の予定

3. 2015年3月のIASB会議の教育セッション（ES）では、有配当契約に特有の会計処理を適用すべき対象と方法について、IASBスタッフからアイデアが示されたうえで、予備的な議論が行われた。
4. IASBは、有配当契約の会計処理に関する検討を5月以降も継続して行い、その後に強制適用日に関する検討を行う予定である。このため、IASBは、2015年中に最終基準を公表することは予定していない。

III. 2015 年 3 月 IASB 会議（ES）の概要

検討の方向性

5. IASBは、無配当契約について暫定決定された会計上の要求事項を有配当契約に適用するにあたって、有配当契約に特有の性格を踏まえ、どのような修正が必要かを検討するというアプローチを採用している。

¹ 3月の保険契約専門委員会は、3月のIASB会議に先だって開催され、IASB会議で使用されるアジェンダ・ペーパーを検討した。4月の保険契約専門委員会は、3月のIASB会議での審議内容を踏まえて、更に検討を行った。

6. 有配当契約は、広義には、保険契約者へ支払うキャッシュ・フローが基礎となる項目からのリターンに連動する保険契約と考えられる。2015年3月IASB会議のアジェンダ・ペーパーでは、有配当契約の特徴について分析がされているが、明確な定義は示されていない。このため、有配当契約の性格を踏まえつつ、無配当契約の会計上の要求事項について暫定決定された内容に関して、主に次の点の修正の是非やその方法について議論がなされた。

(1) 基礎となる項目の企業持分の変動をCSMでアンロック²すべき契約の範囲

(2) 「当期簿価利回り法」³を適用する契約の範囲

(3) 契約上のサービス・マージン(CSM)の償却方法

7. 基礎となる項目のリターンの企業持分の変動をCSMでアンロックする契約の範囲(第6項(1))や「当期簿価利回り」を適用する契約の範囲(第6項(2))に関して、IASBスタッフから概ね下表のとおりアイデアが提出された。

(基礎となる項目のリターンの企業持分)

性格付け	変動手数料	経済的権利
条件	<ul style="list-style-type: none"> 契約上、保険契約者が、明確に特定された基礎となる項目のプールから配当を受け取ることが規定されている。 企業は、契約から生じるキャッシュ・フローの重要な部分が、基礎となる項目の変動に連動することを予測している。かつ、 企業は、保険契約者が基礎となる項目からのリターンの重要な部分を受け取ることが予測している。 	左記以外
企業持分変動の処理	CSMでアンロックする。	純損益又はOCIで認識する。

(純損益に認識する金利費用の算定に用いる金利)

条件	上記の変動手数料とみなす条件に加え、企業が基礎となる項	左記以外

² IASBスタッフから示されたアイデアは、適用範囲や方法について異なるものの、基礎となる項目のリターンからの企業持分の変動をCSMでアンロックする点で、ヨーロッパのCFOフォーラムが提案する所謂「フルアンロック」と整合的である。

³ これまでのIASB会議において検討されてきた「ポートフォリオ簿価利回り」法とは異なる。

	目を保有している	
算定に用いる 金利	当期簿価利回り法	実効利回り法

8. また、CSM の償却方法（第 6 項(3)）に関しては、IASB スタッフから、時の経過に従って処理するアイデアが示された。
9. 2015 年 3 月の IASB 会議は、ES のため、特段の暫定決定は行われていない。しかし、スタッフ提案に対して強い反対意見はなく、IASB ボードメンバーはスタッフ提案を総じて好意的に受け止めていた。
10. IASB スタッフの具体的な提案内容と IASB ボードメンバーの主な見解は、第 11 項から第 23 項のとおりである。

有配当契約に特有の会計処理：対象範囲及び CSM と OCI の会計処理

11. 2015 年 3 月の IASB 会議では、基礎となる項目のリターンからの企業持分の変動を CSM でアンロックする契約の範囲や「当期簿価利回り法」を適用することが考えられる契約の範囲について、IASB スタッフから、次のようなアイデアが示された。

（基礎となる項目からのリターンに関する企業持分の変動の CSM によるアンロックについての IASB スタッフのアイデア）

12. 保険契約のうち、有配当契約の会計処理を検討するに当たって、基礎となる項目に対する企業持分について、次の 2 つの性格付けが考えられる。
 - (1) サービスの提供に対する変動対価
 - この考え方は、企業は保険契約者に代わって基礎となる項目を保有していると捉えるアプローチである。これによると、保険契約者が基礎となる項目からの変動リターンのすべてに権利を有するという事実を反映するように会計処理すべきという考え方となる。
 - このため、企業は、企業が保有する資産が約束された基礎となる項目からのリターンと対応しない場合に限って、投資リターンの純額を財務諸表に認識すべきと考えられる。
 - (2) 基礎となる項目からの経済的リターンの企業持分
 - この考え方は、企業が基礎となる項目に所有権等を有していることを踏まえ、当該項目を企業自身が保有していると捉えるアプローチである。
 - これによると、企業自身が同様の資産を保有している場合と同じ方法で会計処理を行うことが適切であり、基礎となる項目からのリターンについては、企業が保険契約者に移転させる純額の損益のみを保険契約負債の変動として認識すべきと

考えられる。

13. IASBスタッフからは、上記のうち、(1)の考え方(サービスの提供に対する変動対価)に従い、次のすべての要件を満たす保険契約については、基礎となる項目からのリターンからの企業持分の変動をCSMでアンロックするアイデアが示された。

(1) 契約上、保険契約者が、明確に識別された基礎となる項目のプールから配当を受け取ることが規定されている

- この要件は、基礎となる項目の価値を算定するうえで、必要と考えられるために必要と考えられる。

(2) 企業は、契約から生じるキャッシュ・フローの重要な部分(substantial portion)が、基礎となる項目の変動に連動することを予測している。

- この要件は、仮に基礎となる項目に関連するキャッシュ・フローが保険契約者に対する義務の重要な部分でない場合、保険契約者に対する義務を基礎となる項目の価値と同額と見做すことはできないために必要と考えられる。

(3) 企業は、保険契約者が基礎となる項目からのリターンの重要な部分を受け取れることを予測している。

- この要件は、企業が受け取る手数料がリターンの重要な部分であるべきでないことを確保するものであり、保険契約者が基礎となる項目の価値の変動可能性の重要な部分に晒されていない場合、保険契約者に対する義務が基礎となる項目の価値と同額と見做すことができないために必要と考えられる。

14. 前項に示されたアイデアによると、上記以外の契約については、基礎となる項目からのリターンの企業持分の変動(評価差額)についてCSMでアンロックせず、一般の会計上の要求事項に従って、評価差額を純損益又はOCIで認識することになる。

(「当期簿価利回り法」の適用に関するIASBスタッフのアイデア)

15. また、IASBスタッフは、保険契約から生じる金利費用の認識について、次の双方の要件を満たす場合、「当期簿価利回り法(current period book yield approach)」を適用するアイデアを示している。

- (1) 企業の保険契約者への支払義務が基礎となる項目からサービスの変動手数料を控除した価値と等しい(equal)こと
- (2) 企業が基礎となる項目を保有していること

16. 上記要件は、上記第13項に記載した基礎となる項目からのリターンからの企業持分の変動をCSMでアンロックするアイデアに関する要件よりも、限定的なものである。

17. 「当期簿価利回り法」は、2014年9月のIASB会議で議論された「ポートフォリオ

簿価利回り」法とは異なり、純損益に認識された基礎となる項目の投資収益の金額と同額(equal and opposite in amount)を保険契約負債に関わる金利費用として算定する方法であるとしている。また、純損益に認識された金利費用と直近の割引率(current rate)を用いて算定された金利費用の差額はOCIに認識される。

18. なお、これまでIASBは、実効利回り法については、2つの方法（平準イールド法と予想予定利率法）を示して、議論を行っている。

有配当契約に特有の会計処理：CSMの償却

19. 2015年3月のIASB会議では、IASBスタッフから、有配当契約のCSMの償却について無配当契約に関する暫定決定と異なるアプローチが必要と考えられるかについて、ヨーロッパのCFOフォーラムからの提案も考慮した上で、分析が示された。

20. IASBスタッフの分析においては、有配当契約については、保険カバーの提供に加え、投資関連サービスの提供も行っていると考えられることから、投資関連サービスの提供パターンも考慮したうえで、CSMの償却方法を決定することが考えられるとしたうえで、投資関連サービスの契約者への提供は、次の2つから構成されていると考えられるという分析が示された。

(1) 時の経過

- この考え方は、時間の経過に応じて、投資関連サービスが提供されるという考え方であり、これによると、時の経過に応じてCSMの償却を行うことが考えられる。

(2) 管理対象とされている資産の金額

- この考え方は、より多額の資産がある場合、より投資関連サービスが提供されるという考え方であり、これによると、管理対象資産の公正価値をベースとしてCSMの償却を行うことが考えられる。

21. IASBスタッフからは、各サービスが貢献する方法に応じてCSMの償却を行う方法が最も適切と考えられるという見解が示されつつも、主に次の理由から、時間の経過に応じて償却する方法が適切と考えられる旨が示唆されている。

- (1) 投資要素については認識時点で既にアンバンドルされているほか、CSMの償却において更に細分化することは困難であると考えられること
- (2) 契約における主要なサービスによって、償却パターンを決定する方法があり得るものの、再評価の方法を含め、当該判断は複雑であると考えられること

IASB会議（ES）で示されたIASBボードメンバーの主な見解

22. 2015年3月のIASB会議では、ESのため、暫定決定は行われなかった。しかし、スタ

ップの提案したアイデアに対して強い反対意見はなく、IASB理事はスタッフ提案を総じて好意的に受け止めていた。また、今回議論された論点以外の検討課題（配当に裁量権がある場合の影響を含む）については、次回以降のIASB会議での検討課題とすることがIASBスタッフから示された⁴。

23. IASB 会議で示されたボードメンバーの主な見解とそれに対する IASB スタッフの回答の概要は、概ね次のとおりであった。

(対象範囲)

IASB ボードメンバーの主な意見	IASB スタッフの回答
サービスの提供に対する変動対価と捉えるアプローチ（以下「変動手数料モデル」という。）の対象範囲は、昨年の CFO Forum 提案のフルアンロックの対象範囲よりも狭い。対象範囲を広げられないか。	「保険契約者への義務が、基礎となる項目の価値と同額から、変動手数料を控除した金額を支払う義務」とみなせる場合という観点から検討した結果、フルアンロックの対象範囲は狭くなった。CFO Forum の提案は、ビジネス・モデルの観点から検討されたアプローチと捉えることができるかもしれない。
保険契約のうちどの程度が、変動手数料モデルの対象となるのか。	変額年金やユニットリンク型は対象となるが、ユニバーサル保険契約の太宗は対象外となるかもしれない。
「基礎となる項目を契約で規定する」ことが要件になっているが、世代をまたがって保険契約のプールが形成される場合は、どのように考えるのか。	集約単位については、今後の IASB 会議で検討する予定である。
「重要な部分」の判定はどのように行うのか。IFRS でガイドラインを設けるのか。	何が「重要な部分」かについては、人為的な境界線を設けるよりは、企業が判断することが適切と考えられる。
CSM（特に当初 CSM）には投資収益と引受収益が含まれている。CSM は引受収益のみを表象するというアジェンダ・ペー	変動手数料モデルでは、基礎となる項目と保険負債が完全にマッチする場合には、投資収益は発生せず、全て、サービ

⁴ 5月のIASB会議（教育セッション）では、主に以下の項目が討議される予定である。

- (1) 変動手数料モデルの詳細（相互扶助（集約単位）、保険契約収益の表示、経過措置）
- (2) 間接連動の（変動手数料モデルを適用しない）の有配当契約の会計処理
- (3) 有配当契約に対しても、割引率変動の影響を純損益に表示するか又はOCIに表示するかに関する会計方針選択を与えるべきかどうか。

IASB ボードメンバーの主な意見	IASB スタッフの回答
パーの記載は不整合ではないか。	ス収益（引受収益）となる。変動手数料モデルに該当しない場合は、CSM には投資収益と引受収益が含まれることもある。
変動手数料モデルにおいては、なぜ、組み込みオプション・保証の変動を CSM で調整するのか。	実務的には、組み込みオプション・保証は分離することが困難であるほか、それらは保険料の一部と考えられるためである。

(CSM と OCI の会計処理)

IASB ボードメンバーの主な意見	IASB スタッフの回答
変動手数料モデルを適用する契約とそうでない契約の会計処理の差(Cliff effects)が適切かを見極めることが重要である。後者に関して、実効利回り法による金利の適用方法や配当に裁量権がある場合の影響について検討が必要である。	次回以降の検討課題として考えている。
変動手数料モデル対象取引に関して、CSM のアンロックを現在のレートで行うことを踏まえ、無配当契約についても、当初ロックインレートではなく、現在のレートでアンロックすることも検討してはどうか。	次回以降の検討課題として考えている。

(CSM の償却)

IASB ボードメンバーの主な意見	IASB スタッフの回答
資産管理サービスの側面もあるので、一律に時の経過だけで償却することに反対する。保険カバーと資産管理サービスのどちらが主要かに応じて、償却パターンを定めるアプローチの方が適切ではないか。	「複雑性を排除し、シンプルであること」を優先するとともに、利益操作の余地を排除するためである。

IV. ASBJ 事務局による気付き事項

24. 2015年4月23日の保険契約専門委員会において、IASB スタッフのアイデアについて、ASBJ 事務局の気づき事項として、次の事項を示した。

CSM アンロック及びその対象範囲

- (1) IASB スタッフによる提案では、一部の有配当契約について、変動対価の要素を有する契約と捉えたうえで、会計上の要求事項の検討が進められている。他方、ASBJ が2015年3月に会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議に提出したペーパーでは、資産及び負債のキャッシュ・フローの相互関係に着目し、保険契約の要素及び基礎となる資産からのキャッシュ・フローが重要な程度に相互に関連している場合、所謂 CSM のフルアンロックを概ね支持していた。このため、一部の項目について所謂 CSM のフルアンロックを要求するという点では両者は一致しているが、考え方及び適用要件等について差異があると考えられる。
- (2) IASB スタッフによる提案については、次の点について、明確化を含めた検討が必要という見解がある。
 - 「重要な部分」に該当するか否かについて、どのように判断するか。
 - 保険契約に裁量権がある場合、各要件をどのように判断すべきか。
 - オープン・ポートフォリオを前提とした場合、各要件をどのように判断すべきか。

「当期簿価利回り法」及びその対象範囲

- (3) IASB スタッフによる提案では、「当期簿価利回り法」が新たに適用されている。当該方法は、新たなアプローチであるため、議論を進めるにあたっては、関係者による認識の共有を図る観点から、具体的な適用について例示等を示しつつ、明らかにすることが必要と考えられる。
- (4) 「当期簿価利回り法」の適用要件を満たさない場合は、実効利回り法を適用することが想定されている。「当期簿価利回り法」の適用範囲を決定する際には、実効利回り法の内容及び適用のあり方についても十分な検討を行うことが必要と考えられる。

その他

- (5) 裁量権のある有配当契約では、保険契約者への支払配当をどのように見積るかという点が実務上困難であり、実際の配当決議時まで見積りの変更を行うことが困難との指摘がある。他方、見積りの変更を行わない場合、有配当契約が実質的に無配当契約と同様の会計処理になるため、見積りの方法等について明らかにすべきとの見解がある。

V. 保険契約専門委員会で示された主な見解

25. 2015年3月のIASB会議で示されたIASBスタッフからのアイデアについて、保険契約専門委員会では、2015年3月16日（第17回）と4月23日（第18回）の2回にわたって、次のような議論を行った。

- (1) 3月16日は、IASB会議に先だって開催された。IASB会議で使用されるアジェンダ・ペーパーを検討した。
- (2) 4月23日は、IASBの3月会議での審議内容を踏まえて、更に検討を行った。

(3月16日（第17回）の保険契約専門委員会で示された主な見解)

26. 3月16日の保険契約専門委員会では、IASBスタッフからのアイデアに対して、主に次のような見解が示された。

- (1) 変動手数料モデルは、改訂EDにおけるミラーリング・アプローチの延長と捉えられる。本来は、変動手数料に該当するか否かで取扱いを分けるアプローチの妥当性についてまず議論すべきであり、そのうえで、この変動手数料に該当するものの範囲を検討すべきである。今回の提案は、そのプロセスが欠落している。また、日本で販売されている主な有配当契約の保険に関しては変動手数料に該当しないように思われる。(作成者)
- (2) 今回のIASBスタッフの提案は、基礎となる項目からのリターン持分の全てが保険契約者側の持分になるケース、あるいは保険者側の持分になるケース、という極端な場合しか、検討していないように見受けられる。しかし、実際には、裁量権のある契約においては、両者の持分は決められないし、変動するため、極端なケースを議論してもあまり解決にはならない。(作成者)
- (3) 再投資の運用利回りが予定利率を下回るケースでは、基礎となる項目のキャッシュ・フローと保険契約のキャッシュ・フローは連動していないが、これもCSMのアンロックの対象とすべきと考える。キャッシュ・フローが連動していることと、CSMの(完全な)アンロックをつなげて考える必要はないのではないか。(作成者)
- (4) 今回のIASBスタッフの提案は、基本的には無配当契約の会計処理を適用し、非常に限定した範囲において、会計上のミスマッチが大きくなるものを対象に、特別な会計処理を行うものである。このような解決策も理屈としては考えられるが、日本で販売されている商品では、変額年金等以外は特別な会計処理が適用される対象にならないのではないか。(作成者)
- (5) IASBスタッフは、引受活動と投資活動の統合的な取扱いに関する我々の主張を誤解していると思われる。引受活動と投資活動の統合的な取扱いに関して、我々は

決して引受活動と投資活動の分離自体を拒んでいるわけではなく、両者を異なる基準に基づいて会計処理することにより、不合理な結果となる点を理解していただきたかった。また、当初認識時のCSMに投資収益（利差益）が含まれるため、事後測定も整合的に取り扱うべきとの意見に対するIASBの反論内容は、反論になっていない。（作成者）

- (6) 変動手数料の考え方に関しては、IASBスタッフは保険会社を投資信託などの資産運用会社のようなイメージでとらえて、提案しているものと思われる。日本では変額年金などが適用対象として想定され、結果も改訂EDのミラーリング・アプローチとほぼ同様になると思われる。一方、IASBスタッフのアイデアによると、多くの日本の有配当契約は、企業の経済的権利の方に分類され、改訂EDの提案と類似した要求事項が適用されることになると考えられる。IASBスタッフとしては、変動手数料の対象を限定することにより、結果として改訂EDと似たような基準に戻したいという意図なのだろうか。（監査人）

（4月23日（第18回）の保険契約専門委員会で示された主な見解）

27. 4月23日の保険契約専門委員会では、3月16日の専門委員会で示された意見が再確認されたほか、新たに次のような見解が示された。

- (1) CSM アンロックの対象条件は、IASBスタッフが提案しているように変動手数料モデルに該当するかどうかで判定するのではなく、本来は、キャッシュ・フローの相互依存性で判定すべきである。（作成者）
- (2) 仮に、IASBスタッフが提案するCSM アンロックの要件（上記第13項の3条件）で検討を進めていく場合、各国の多様性を考慮して、基準上の記載は原則ベースとすることが望ましい。（作成者）
- (3) 変動手数料モデルを適用する契約と適用しない契約の会計処理の差(Cliff effects)を回避すべく、CSM アンロックの対象範囲は広く解釈すべきである。また、保険契約には世代間の相互扶助の機能がある点を反映して、集約のレベルは広義に解釈すべきである。（作成者）
- (4) 世代間の相互扶助という保険契約の機能を保険契約負債の測定に反映させるためには、保険契約のキャッシュ・フローに、現在の保険契約者への支払だけでなく、将来の保険契約者への支払も含むべきである。（作成者）
- (5) 変動手数料モデルを適用する契約が、改訂EDの「保険契約」の定義⁵に該当する

⁵ 改訂EDでは、「保険契約」を「一方の当事者（発行者：保険会社）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」（付録A）

かどうかという点に疑問がある。取扱いを区分するのであれば、本来はキャッシュ・フローの相互依存性で判定すべきである。(監査人)

VI. 今後の対応

28. ASBJ としては、IASB の審議状況を適時にフォローするとともに、改訂 ED に対するコメント・レターをベースにしつつ、保険契約専門委員会及び企業会計基準委員会での審議を踏まえて、IASB 関係者に対して適時に意見発信していくことを予定している。

ディスカッション・ポイント

IASB スタッフが示している有配当契約に関する会計処理に関する保険契約専門委員会における検討状況（ASBJ 事務局による気付き事項を含む。）について、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以 上

と定義している。